

2021年6月10日

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己 殿

新型コロナウイルス感染症等に関する
トラック運輸産業からの要請書

全日本運輸産業労働組合連合会

中央執行委員長 難波 淳介



はじめに

貴会におかれましては、トラック運輸産業に働く仲間の「ゆとりと豊かさ」を目的とした政策実現にむけて、日頃より多大なるご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、国内における新型コロナウイルス感染症については、3月中旬以降の第4波と思われる感染拡大により、東京、大阪など10都道府県で3度目の緊急事態宣言が発出され、8県でまん延防止等重点措置が実施されるなど、未だ収束の見通しが立たない状況にあります。また、ワクチン接種については、2月17日から医療従事者へ、4月12日から高齢者へと優先接種が開始され、5月24日には東京・大阪での大規模接種が始まり、また、今月21日には職域接種も始まりますが、全国民への接種が完了する時期は不透明な状況です。一方、経済活動も全般的には一進一退の状況であり、トラック運輸産業においても1~2割の減収状況が続いている。

こうした中、運輸労連が実施しましたアンケート調査では、感染リスクに対する不安やドライバー等への差別・偏見等は一時期に比べ減少したものの依然として散見されますし、物量が完全回復には至らないことによる賃金所得の減少と生活への不安などの報告が引き続き挙げられております。また、諸外国においては、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対し、前例のない感染症であり手探りの状況ではあるものの、ガイドライン策定、各種規制緩和等は幅広く実施されており、感染防止資材提供、検査機会の提供（優先的な検査実施等）、検査・検疫関連の特例措置等も一部の国・地域等で実施あるいは実施に向けた検討が進んでいるとの報告もあります。

私たちトラック運輸産業は、食料や生活必需品はもとより、医療関係用品・医薬品など、国民生活や生命にかかる物資の輸送を担うライフラインであり、「物流崩壊」による国民生活や経済の破綻を惹起させないためにも、ドライバーをはじめとする労働者の心身両面での健康や生活の安定は必要不可欠です。

つきましては、以下の4項目について要請致します。

貴会におかれましては、要請内容に対しまして、与党ならびに行政等に対して早急に要請いただきますようお願い申し上げます。

記

1. トラック運輸産業に対する国民の理解と協力について

トラックドライバーは「エッセンシャルワーカー」であり、物流を止めてはならないという使命感によりトラック輸送は継続されています。その役割は徐々に社会に認知され、最近では、感謝の言葉や応援メッセージ等をいただくようになりました。

しかし、ドライバーとその家族に対する差別・偏見・誹謗中傷は、一時期に比べ減少したものの、依然として後を絶ちません。一般市民の皆さんも新型コ

コロナウイルスの感染を恐れているように、トラックドライバーも不特定多数の方との接触や、複数の県等をまたいで輸送、特に首都圏や近畿圏を行き来する場合においては、絶えず感染リスクに対するストレスを抱えながら業務に従事しており、離職を考える方もおります。これに加え、差別・偏見・誹謗中傷等を原因とする離職者が増加することとなった場合は、国民生活や経済に大きな影響が生じることが想定されます。

「エッセンシャルワーカー」に対する差別・偏見・誹謗中傷の撲滅に向けては、主に医療従事者を中心に国や地方自治体等からの広報活動が行われておりますが、 トラックドライバーについて、政府等への要請を含め、より強力なメッセージを発信していただくよう、お願ひいたします。

2. マスク・消毒液等の衛生用品の確保および感染予防等について

(1) マスク・消毒液等の衛生用品の確保について

マスク・消毒液等の衛生用品の不足は解消されてきましたが、マスクについては国内生産量が減少しているとの報道もあり、再度、感染拡大が発生した場合、再び入手困難となることが危惧されます。したがって、 トラック運送事業への優先的供給がなされる仕組みについて、政府等に要請いただきますようお願いいたします。

(2) 感染予防等について

① P C R 検査

物流を止めないためには、 トラックドライバーへの P C R 検査を定期的に行い、事業者におけるクラスターを防止することが必要です。また、検査を定期的に行うことにより、非感染者であることを証明することは、利用者の安心を担保することにつながるものと考えます。

したがって、業務上必要とされる P C R 検査の費用は、社会におけるその役割から、個人負担ではなく国や自治体の負担とするよう、政府等への要請をお願いいたします。

②ワクチン接種

ワクチン接種については、政府方針により、①医療従事者、②高齢者、③基礎疾患を有する者や高齢者施設等の従事者を優先順位に接種が開始されました。全国民への接種が完了する時期は不透明な状況です。

海外では「エッセンシャルワーカー」が優先される事例もあることから、現行の優先順位にこだわらず、 トラックドライバーが早急に摂取できるよう、政府等への要請をお願いいたします。

また、体質や副反応等への懸念などから接種を拒否した場合の職場や社会における不利益な取り扱いや差別等への不安という新たな課題も生じています。したがって、ワクチンを接種しないことに対する差別・偏見・誹謗中傷等が生ずることのないよう、政府等への要請をお願いいたします。

3. トラック運輸産業に従事する労働者の雇用の安定について

トラック運輸事業者のコロナ禍に起因する倒産や廃業が増加しております。

また、先述のとおり、物量も回復傾向にありますが、取扱品目によっては依然として厳しい状況にある事業者もかなりあることから、下記の事項について、政府等への要請をお願いいたします。

(1) 雇用調整助成金について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例」については、2021年6月30日まで延長となりましたが、財源の問題などから、5月以降については、原則的な措置については縮減され、「業況特例」の対象は、直近3か月の「生産指標」が前(々)年同期比30%以上減少となりました。しかし、トラック運送事業者の99%以上が中小企業であり、賃金は全産業平均より2割低いことから、10~20%程度の売上等の減少でも、労働者の賃金所得への影響は少なからずあることに加え、コロナ禍収束の時期は不透明であり、所得減少が続くものと思われます。したがって、一般会計からの財源確保を行い、4月までの取り扱いに戻すとともに、コロナ禍が収束するまで延長されるよう、また、今後の新たなウイルス等の感染拡大を想定し、特例措置が制度化されるよう、政府等への要請をお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について

仕事量の減少等に伴う休業等に対する賃金補償としては、雇用調整助成金の活用が第一と考えますが、事業主の事情等で給付がなされない場合は、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」を活用することとなります。しかし、同支援金については、2021年6月30日まで延長となりましたが、財源の問題などから、5月以降については、原則的な措置については、縮減されることとなりました。については、雇用調整助成金と同様、4月までの取り扱いに戻すとともに、コロナ禍が収束するまで延長されるよう、また、今後の新たなウイルス等の感染拡大を想定し、制度化されるよう、政府等への要請をお願いいたします。

4. 道路施設等の環境整備について

輸送途中にドライバーが立ち寄るコンビニエンスストアのトイレやガソリンスタンドのシャワー室が、感染予防のため貸していただけなくなる事象が一時期発生しました。また、緊急事態宣言等の実施期間中には、高速道路サービスエリア等の食堂等の営業時間短縮により、夜間の食事が困難となりました。ドライバーにとって、高速道路サービスエリア・パーキングエリアや「道の駅」は重要な休憩・休息のための施設であることから、各々の施設の増設に加え、シャワー室の拡充や緊急事態宣言等の実施期間中の食事の確保などについて、政府等への要請をお願いいたします。

以上